

# seins mous

## お取り扱いお礼状・ご挨拶

この度は「セインムー」ブランドの取扱をご検討いただき本当にありがとうございました。  
私共の化粧品に共感を頂いたことを心から感謝しております。

私共セインムーは「美意識の高い方のため、本当に良くなりた方のために在るブランド」です。  
「女性が美しくなることは世界平和につながる」「世界最高を提供する本物志向ブランド」  
女性が美しくあれることは、その方も、周りの方も、関わる人皆が豊かになると信じています。

私達は「ブランド」を大切にし、ブランドと評価を頂ける化粧品ブランドとして努力をします。  
その中でまず一番ご協力いただきたいことがあります。  
それが「不正流通防止」や「価格保持」です。お取扱いいただく専門店専売品はWEB販売自体禁止のプロユースラインです。（WEB告知・SNS告知での取扱い・定価掲載は可能。販売不可）

今は発売後すぐにネットを探せば、割引きされて売られている。という時代です。  
パートナー様が勉強し、ご提案いただいても他で価格割れをしては利益になりません。  
私達はそれが真摯に取り組んでくださるパートナー様・販売店様にとって最も害のあることだと考えています。公の場で（WEBなど）の割引はできない、というブランドです。その点をご留意いただきお取扱い下さい。特別なキャンペーン開催についてはブランドにぜひご相談ください。

多くのパートナー様たちと共に成功をするために、お取扱い開始に「取扱店契約書」を設けています。お取引の掛け率はメーカー指定の数字しかございません。販売店様、代理店様など本来同じブランドを扱う同志が価格競争で争うことはしたくありません。

私達は最上のモノづくり、ブランドとしてパートナー様の利益になる取り組みをし続けていきます。パートナー様に置きましたは私達の化粧品を信じていただき、ご意見をいただき、お客様達にお伝えしていただきたいと思いますと思っております。「お客様・販売店様・私達の3方良し」を作っていくためにご助力下さいませ。

商品のことでご不明な点があればいつでもフォローさせていただきます。また私たちは「お客様窓口」「パートナー様窓口」を設置しております。ご活用ください。

私達の化粧品を通じて、御社様がより発展しますことを心より願い、行動いたします。

私共もまだまだの会社です。至らぬところでご迷惑をおかけすることも多く在ると思っております。販売店様には二人三脚で共に成功をしていければと考えております。

ご協力・ご鞭撻のほどどうぞよろしくお願い致します。

ご返送先：541-0058 大阪市中央区南久宝寺町3-4-14 三興ビル4F-406 株式会社セインムーまで

seins mous [セインムー] それはフランス語で“柔らかな胸“

株式会社セインムー CEO

黒川 拓也

## セインムーブランド 取扱店 3 社間契約書

株式会社セインムー(以下、甲)ブランドを取扱い代理店(以下、乙)販売店様(以下、丙)は以下、販売契約事項に同意した上での取扱いとなる。甲から乙丙への営業委託に関する内容を以下の内容で締結する。

### 第1条 (目的)

本書に定める営業委託の内容は、甲が所有するブランドの取扱いと案内、及び商品の販売とする。

### 第2条 (価格保持・責任)

ECサイト、オークションサイト、SNS、自社WEBなど、不特定多数の人が割引を探索できる場所での価格割引はしてはならない。専門店専売品は店舗以外での販売はできない。

甲の商品はメーカー指定価格となり、原則、割引はできない。乙の取引掛け率も甲が定めたメーカー一定の料率で行う。

閉鎖的な場所での告知(顧客様向けキャンペーン、店内限定イベントなど)での割引はこの限りでない。価格に関わるキャンペーンは甲に相談、許可取得の上で行う。2次卸、転売は禁止。甲乙丙はブランド力を守ることに協力体制のもと商品を取り扱う。乙のは価格保持に関して順守しない場合に起こった価格割引について、甲への損害賠償責任を負うものとする。

### 第3条 (禁止販売経路)

【専門店専売品】 専門店以外での販売を禁止する。専門品もWEB・SNSへの「掲載のみ」は可能とする。購入ができる状態は取り扱い契約違反となる。

【一般流通品】 Amazon(メーカー管轄のため)、ポイントを大きく還元する販売チャネルは禁止とする。

### 第4条 (販売相手への監督責任)

乙は、販売相手に対し、以下の監督責任を負うものとする。

- 1 価格保持
- 2 ブローカー業など価格保持に害をなす者への商品譲渡はできない
- 3 販売相手のフォローアップ及びトラブル対応に務める

### 第5条 (契約違反)

乙が契約に違反をした場合、甲は即刻取引を停止できる。

契約違反によりインターネット、転売先で割引が発覚した場合、乙丙は即座に該当品を買戻しする義務があり、ブランド保持に尽力をする。またこれにかかる調査費を甲は請求できるものとする。

### 第6条 (契約内容更新)

契約内容・取引について変更がある場合、甲は乙に通知をし、乙が丙に通知をする。また甲はWEBを通じて随時更新を開示する。

契約の締結を証するため、本書を作成し、甲乙丙それぞれ保有するものとする。

記入日： 20 年 月 日

甲： 株式会社セインムー 代表取締役 黒川 拓也

541-0058 大阪市中央区南久宝寺町3-4-14 三興ビル4F-406 / 06-7162-6057

乙： 株式会社ビーウェイブ 代表取締役社長 奥山 雅子

221-0052 横浜市神奈川区栄町15-2 BE-WAVE BLDG.4F / 045-444-1075

丙：サロン/企業名：

創業年月： 年 月

代表者肩書・氏名：

代表者誕生日： 年 月 日

ご住所： 〒 ー

電話番号：



印